

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘などにご注意ください!

総務課 (麻生庁舎)

☎0299(72)0811

10月からマイナンバーの通知が始まったこと便乗して、公的機関の職員を名乗った不正な勧誘が行われているという情報が寄せられています。

マイナンバーの通知や利用などの手続きで、市役所など公的機関の職員が口座の暗証番号などを聞いたり、「登録料」などといってお金を要求したり、銀行ATMの操作をお願いしたりすることは一切ありません。こうした電話や手紙、訪問には応じないでください。



不審や疑問に感じるときは、各窓口にご相談ください。《不審な電話などを受けたときは》

○消費者ホットライン 188

※市、県、国民生活センターのいずれかにおつなぎします。受付時間外の場合は、受付時間をご案内します。

○警察 相談専用窓口 #9110

平日午前8時30分～午後5時15分

《制度に関するお問い合わせは》

○マイナンバー総合フリーダイヤル

0120・95・0178

平日午前9時30分～午後10時

土日祝日(年末年始を除く) 午前9

時30分～午後5時30分

○行方市役所 総務課

0299・72・0811

平日午前8時30分～午後5時15分

平成27年度子育て世帯臨時特例給付金の申請期限が近づいています

こども福祉課(玉造庁舎)

☎0299(55)0111

給付金の申請受付最終日は、平成27年12月14日(月)です。手続きがお済みでない方は、期限までに申請してください。申請書は児童手当現況届に付随しています。

合わせて、児童手当現況届の提出もお願いします(公務員の方の申請書は所属庁より配布されます)。

【問い合わせ】

こども福祉課(玉造庁舎)

☎0299・55・0111

確定申告を

インターネットで行う方へ

総合窓口課(玉造庁舎)

☎0299(55)0111

個人番号カードが交付されることに伴い、住民基本台帳カードならびに電子証明書の発行および更新は平成27年12月22日で終了します。

個人番号カードには標準的に電子証明書が搭載されていますが、マイナンバー制度開始当初につき交付申請が集中することにより、場合によっては確定申告を行う時期に交付が受けられないおそれがあります。

平成28年度の確定申告を確実にを行うためには、現行の住民基本台帳カードに搭載された電子証明書にて確定申告をされることをおすすめします。

つきましては、お手持ちの電子証明書の有効期限の確認をしていただき、平成27年12月22日(火)までに電子証明書の更新手続きや、住民基本台帳カードならびに電子証明書の発行手続きを行ってください。

【問い合わせ・手続き】

総合窓口課(玉造庁舎)

☎0299・55・0111(内線142)

ごみ出しのルールを

守りましょう!

環境課(北浦庁舎)

☎0299(35)2111

ごみ集積所について、次の理由により回収できないごみが多く見受けられます。

『行方市ごみ分別カレンダー』を再度確認し、利用していただきますようお願いいたします。

○可燃、不燃、資源、有害それぞれに分別されていない

○市指定の袋やコンテナでないものを出している

○事業系(飲食店、スーパー等)ごみ

○ストックヤードへ出すべきもの(新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック)

○市で取り扱わないごみ(テレビ、エアコン、洗濯機、冷凍冷蔵庫等)

※集積所の管理運営につきましては、基本的に地域住民の方が主体となって行っています。ゴミ出しルールを守り、住み良いまちづくりにご協力をお願いします。



年末年始ごみ収集・一般ごみの受け入れについて

環境課(北浦庁舎) ☎02991(35)2111
環境美化センター ☎0299(72)1853

12/23(水) (天皇誕生日)	北浦地区の燃えるごみの収集日 ※燃えるごみ以外は、収集しません (美化センター休業日)
12/28(月)	麻生地区(ごみ収集最終日)
29(火)	玉造地区(ごみ収集最終日)
30(水)	北浦地区(ごみ収集最終日) ※美化センター・一般受付:午前11時まで
12/31(木) ~1/3(日)	美化センター休業期間
4(月)	麻生地区(ごみ収集開始日) ※美化センター・一般受付:午前9時から
5(火)	玉造地区(ごみ収集開始日)
6(水)	北浦地区(ごみ収集開始日)

年末年始の休業、休館のお知らせ

市役所	12/29(火)~1/3(日) 出生、婚姻、死亡届等は受け付けます (死亡届の場合は事前にご連絡ください)
公民館	12/28(月)~1/4(月)
図書館	12/28(月)~1/4(月)
麻生運動場 北浦運動場 玉造運動場	12/28(月)~1/4(月)
麻生衛生センター	12/31(木)~1/4(月)
玉造有機肥料 供給センター	12/31(木)~1/4(月)
資源ごみ(紙類) ストックヤード の閉鎖について	通常は土日のみ開設していますが 1/2(土)と1/3(日)は閉鎖となります
あそう温泉 「白帆の湯」	年末年始は休まず営業
天王崎観光 交流センター 「コテラス」	年末年始は休まず営業 ※1/1(金)のみ休館
北浦荘	年末年始は休まず営業 ※12/28(月)1/4(月)休館日
霞ヶ浦 ふれあいランド	12/28(月)~12/31(木) ※元日は6:00~12:00タワー のみ営業(2日から通常営業) ※1/4(月)休館日
観光物産館 こいこい	1/1(金)~1/3(日) ※年末は営業



12月21日(月)~30日(水)、
美化センターは相当の混雑が
予想されます。年末の大掃除
等によるごみは、できる限り
お早めに搬入されますようご
協力をお願いします。

市営住宅の入居者を募集します

都市建設課(玉造庁舎)

☎0299(55)0111

次のとおり市営住宅の入居者を募集
します。

◆みなみ原団地

所在地 青沼841-14

間取り 3LDK 構造 RC造

募集戸数 2戸

【応募資格】

次の①~④のすべての要件に該当する方
①単身入居以外の方で現在住宅に困っ
ている方

②市税等を滞納していない方

③条例で定める基準内の収入である方

(例)一般世帯の場合(1世帯の合計所得額・控除額)÷12≦15万8千円以下

④入居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

【申込方法】

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課(玉造庁舎)に提出(申込書は市のホームページからもダウンロードできます)。

【必要書類】

①住民票(入居しようとする家族全員

の記載のあるもの)

②収入等を証明する書類(収入のある方全員の最新の課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写しなど)

③未納がないことを証明できる書類(納税証明書)

その他申し込み状況により、上記以外に必要な書類があるときは追加で提出していただきます。

【申込期間】

12月1日(火)~12月18日(金)

【入居者の選考】

市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い入居者を決定いたします。

「行方市市制施行10周年記念プレミアム商品券」有効期間の終了について

行方市商工会

☎0299(72)0520

商品券の有効期限は平成27年12月31日(木)までとなっています。期限を過ぎた場合は無効となってしまいますので、早めのご利用をお願いします。

また、取扱加盟店の換金期限は平成28年1月29日(金)までですので、換金漏れのないようご注意ください。

障害をお持ちの方のために

各種手当のお知らせ

社会福祉課 障害福祉グループ(玉造庁舎)

☎0299(55)0111

市では、重度の障害をお持ちの方やその養育者の方が、自宅で安定した生活が送れるように、各種の福祉手当を支給しています。手当の支給を受けるには、市役所の窓口で申請を行い、認定を受ける必要があります。なお、障害の程度や所得等の制限があります。

また、物価の変動に応じて手当額が改定されます。

■特別児童扶養手当

20歳未満で身体や精神に障害のある児童を、在宅で養育している父母等に支給されます。

★障害程度

○身体障害者手帳1級、2級、3級および4級の一部(下肢障害)の身体障害
○療育手帳(A)、A、B程度の知的障害
または同程度の精神障害

★支給額 1級 51,100円(月額)
2級 34,030円(月額)

■障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障害児で、日常生活が著しく制限され、介護を必要とする状態の方に支給されます。

★障害程度

○身体障害者手帳1級程度の身体障害
○療育手帳(A)程度の知的障害
○精神保健福祉手帳1級程度の精神障害

★支給額 14,480円(月額)

■在宅障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障害児を養育している父母等に支給されます。ただし、障害児福祉手当の受給者は除きます。

★障害程度

○身体障害者手帳1級、2級
○療育手帳(A)、A
○精神保健福祉手帳1級
○特別児童扶養手当1級の受給対象児

★支給額 3,000円(月額)

■特別障害者手当

20歳以上の在宅の重度障害者で、日常生活が著しく制限され、常時特別な介護を必要とする状態の方に支給されます。

★障害程度

○身体障害者手帳1級程度の身体障害
○療育手帳(A)程度の知的障害
○精神保健福祉手帳1級程度の精神障害

★支給額 26,620円(月額)

障害者手帳の申請について

社会福祉課 障害福祉グループ(玉造庁舎)

☎0299(55)0111

心身に障害をお持ちの方は、障害者手帳を取得することによって、いろいろな福祉サービスを受けることができます。手帳の申請と、福祉サービスの主な内容についてお知らせします。

◆障害者手帳の申請方法

・身体障害者手帳
申請書、身体障害者診断書・意見書、写真2枚
※申請書、診断書・意見書(障害の内容により診断書が別)は各庁舎にあります。

・精神保健福祉手帳
申請書、精神保健福祉手帳用診断書(初診日から6月経過後)、写真1枚
※申請書、診断書は各庁舎にあります。
また、自立支援医療(精神通院)受給者証の申請書類もあります。

・療育手帳

知的障害児(者)に交付されます。申請には児童相談所(18歳未満)または知的障害者更生相談所での面談等が必要になります(※知的障害者更生相談所 ☎029・221・4150)。

◆福祉サービスの主な内容

・医療、補装具の援助
医療福祉費(マル福)の助成【重度の方】、補装具の支給
・日常生活の援助
日常生活用具の支給【ストマ、ネブライザー等】、住宅改修費・住宅リフォーム費の助成、移動支援、日中一時支援、通所介護、点字図書給付・手話奉仕員派遣、身体障害者補助犬給付等
・年金・手当・共済制度
障害基礎年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅障害児福祉手当、難病患者福祉見舞金、心身障害児扶養共済制度等
・社会参加の促進
心の健康相談、訪問理美容サービス、障害者福祉タクシー券支給、障害者地域活動支援センター利用、自動車改造費用助成等
・税金・公共料金等の割引等
所得税・住民税の控除、自動車税又は軽自動車税の減免、交通機関の割引、有料道路通行料金の割引、NHK受信料の減免、各施設入場料の減免・割引等
※障害の程度や内容、所得の有無によりサービスの内容が異なります。

知的障害者相談日のお知らせ

社会福祉課 障害福祉グループ(玉造庁舎)
☎0299(55)0111

知的障害者の巡回相談が次の日程で行われます。

【日時】平成28年1月7日(木)

受付：午前10時～午後4時

【場所】玉造保健センター

【申込先】

社会福祉課障害福祉グループ(玉造庁舎)

☎0299・55・0111

または茨城県福祉相談センター

☎029・221・4150

※相談される場合には、必ず予約をしてください。

行方市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金について

社会福祉課 障害福祉グループ(玉造庁舎)

☎0299(55)0111

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度または中等度の難聴がある児童に対し、補聴器等の購入に必要な費用の一部(3分の2)について補助します。

【対象者】

- (1) 行方市内に住所を有する18歳未満の者
 - (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満
 - (3) 市民税所得割の額が46万円未満の世帯
- ※詳細については、お問い合わせください。

平成27年分 決算等説明会

のお知らせ

税務課(麻生庁舎)

☎0299(55)0111

税務署では、個人事業者の方を対象として、所得税の決算書・収支内訳書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、次のとおり説明会を開催します。

【期 日】12月9日(水)

【時 間】午後3時～

【場 所】北浦公民館

※出席される方は説明開始の時間までに直接会場にお越しください。事前の予約は必要ありません。筆記用具と電卓をお持ちください。



はかりの定期検査のお知らせ

商工観光課(北浦庁舎)

☎0299(35)2111

取引または証明に使用するはかりは、2年に1回定期検査を受けなければなりません。

市においても、次の日程により定期検査を実施しますので、最寄りの会場で必ず受検するようお知らせします。

【期日および場所】

平成28年1月21日(木)

麻生庁舎別棟裏 車庫

平成28年1月22日(金)

麻生庁舎別棟裏 車庫

平成28年1月25日(月)

玉造庁舎 車庫

平成28年1月26日(火)

北浦庁舎 玄関前

【時 間】

午前10時30分～正午

午後1時～午後3時

【手数料】1台あたり520円～3千円程度

【持参するもの】

受検通知はがき(茨城県計量協会発行)はかり(分銅・おもりも必ず持参)

市制施行10周年記念切手

発売中です!

行方市観光協会(北浦庁舎)

☎0299(55)1221

市では、市制施行10周年を記念し、オリジナルフレーム切手「行方市市制施行10周年」を作成しました。

市の魅力をつめこんだ記念切手です。この切手でご家族、ご親戚、ご友人に、市の魅力を伝えてみてはいかがでしょうか。

●セット内容：82円切手10枚

●販売価格：1,230円

●販売場所：行方市観光協会(北浦庁舎1階 商工観光課内) および市内郵便局

【切手デザイン】



販売開始に伴い、10月29日(木)に市内の郵便局長から引渡式が行われました。

都市計画の案に関する住民説明会の開催について

【問い合わせ】都市建設課 都市計画グループ（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

市では、現在、市全体の将来像や都市計画の方針、市街地における土地利用の誘導方針等を定めた「行方市都市計画マスタープラン」に基づき、本市北部の芹沢に位置する上山鉾田工業団地および本市南部に位置する麻生市街地において、用途地域（※）の見直しに関する検討を行っています。

この度、取りまとめた見直し案を住民の皆さまへご説明させていただくため、次のとおり説明会を開催します。

◆今回変更を行う地区

①上山鉾田工業団地（決定面積：約 42.5ha）

- ・製造業など複数の企業が立地・操業している上山鉾田工業団地を対象に、工業系土地利用の維持・増進を図るため、新たに用途地域を決定します。

②麻生市街地（一部）（変更面積：約 129ha）

- ・すでに用途地域が決定されている麻生市街地の活力向上を図るため、地区の一部（第一種・第二種低層住居専用地域）を対象に、用途地域を変更します。
- ・また、霞ヶ浦に流入する城下川の河口部周辺について、河川改修に伴う土地の形状変更にあわせて、用途地域界を変更します。

※「用途地域」とは

都市計画法に基づくもので、人口や建物が多く分布する市街地などを対象に、建築物の用途・建ぺい率・容積率・高さなどを規制することによって、良好な環境を有する健全な市街地の形成を図るための制度です。現在、麻生市街地では、住宅を主とした用途地域（約 191ha）が定められており、大規模な工場などの建築を制限しています。



◆説明会の開催

【日 時】12月20日（日）午後6時30分～

【場 所】麻生公民館2階 大ホール

若者の結婚にエールを送るボランティア 「行方市地域結婚支援者『チームOSK』」を募集します！



【問い合わせ】政策秘書課（麻生庁舎） TEL 0299-72-0811 FAX 0299-72-2174

行方市をはじめ、未婚化、晩婚化が社会的な問題になっています。これにはさまざまな要因が考えられますが、地域や職場におけるかつての「おせっかい役」が減ったことや、人間関係の希薄さも影響しているのではないのでしょうか。

そこで、本市では、「私たちはあなたの結婚を支援します」という共通目的のもと、若者が抱える恋愛や結婚に関する悩み等の相談に対応できる「おせっかい役」を復活させました。その名も「行方市地域結婚支援者『チームOSK（おせっかいの略）』」！

今回、OSKとして登録していただける方を次のとおり募集します。“行方らしさ”を出した地域ぐるみの結婚支援を一緒に行っていきましょう。

対 象：行方市在住者または在勤者

※年齢制限はありませんが、最近の結婚支援事情を理解するための研修を受講していただきます。

※個人だけでなく、団体での申し込みも大歓迎です。

活動内容：研修会への参加、若者の恋愛や結婚相談、マッチングなど

※交通費や報酬はありません。

※研修終了後、「OSK認定証」を発行します。

募集期間：随時 **申込方法：**氏名、住所、年齢、電話番号を電話またはFAXでお知らせください。

申 込 先：政策秘書課（麻生庁舎） TEL 0299-72-0811 FAX 0299-72-2174

税金

のお知らせ

インターネット不動産公売の案内

差押不動産の期間入札によるインターネット公売を実施します。買受を希望する方は、下記の内容をよくご確認の上、入札してください。
また、詳細は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでご覧いただけます。

今月の税金

○市県民税 第4期
○国民健康保険税 第6期
納付期限（口座振替日）は
12月25日です。

■公売方法 期間入札によるインターネット（ヤフー官公庁オークション）からのせり売り

■参加申込期間 平成28年1月7日（木）午後1時から
平成28年1月22日（金）午後11時まで

（注意）ヤフー「官公庁オークション」の行方市ページは、上記参加申し込みが開始された後に表示されます。

■入札期間 入札開始日時 平成28年1月29日（金）午後1時から
入札終了日時 平成28年2月5日（金）午後1時まで

■執行機関 行方市

■公売対象不動産

売却区分	所在	地番	地目	地積 (㎡)	見積金額 (円)	公売保証金 (円)
27-10	小貫字居下 小貫字新田後	191番	雑種地 田（現況非農地*）	1438	1,900,000	190,000
		192番		2407		
27-11	羽生字塚前	1778番3	山林	648	160,000	20,000

*非農地のため「買受適格証明書」は不要です。

*詳細は「公売広報」をご覧ください。

■公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。

■市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

シリーズ 国民健康保険 高額療養費制度とは？

○高額療養費制度とは、病気やケガをした時の医療費が一定額（自己負担限度額）以上かかった場合に、その一定額を超えた部分が支給される制度です。

Q 高額療養費の対象になるものは？

A 対象になるものは、保険が適用される診療費用（検査費、手術費、薬代など）に限られます。入院時の食事代や差額ベッド代、保険適用外の先進医療の費用などは、対象になりません。

Q 月をまたいで入院した場合、合算して高額療養費を請求できる？

A 高額療養費制度は、医療機関が国民健康保険に医療費を請求する「レセプト（診療報酬明細書）」を使って、窓口でかかった費用を把握しています。このレセプトに合わせて高額療養費も毎月1日～末日単位で計算することになっているため、月をまたいで入院した場合も、月ごとの計算になってしまいます。

Q 支給申請はいつまで行える？

A 高額療養費の支給を受けられるのは、診療を受けた月の翌月1日から2年間です。この期間を過ぎてしまうと、支給を受けることができなくなりますので、ご注意ください。



【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111